

R7うるま市ウォーターPPP基礎検討業務委託仕様書

1 業務名

R7うるま市ウォーターPPP基礎検討業務

2 業務目的

本市の公共下水道は、旧石川市において単独公共下水道として昭和44年に事業着手。旧具志川市・旧勝連町・旧与那城町において流域関連公共下水道として昭和59年度に事業着手し、現在に至っている。石川処理区、具志川処理区ともに整備から約50年が経過し、老朽化施設の増大、人口の減少等、本市下水道事業を取り巻く環境は大きく変化している。特に、効率的かつ持続可能な住民サービスを行うため、執行体制や事業運営等の再検証が必要不可欠となっている。このような中、解決策の一つとして、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携（PPP/PFI）の活用が推奨されている。また、令和5年に改訂してPPP/PFI推進アクションプラン（内閣府）では、下水道、水道、工業用水道の分野において「ウォーターPPP」の推進が求められている。

本業務は、うるま市単独公共下水道、流域関連公共下水道において、現況の執行体制や事業運営等の現況分析を行った上で、ウォーターPPPを含む官民連携の導入に関する基礎調査を行うものである。本市特有の環境条件等も踏まえた検討を実施し、官民連携の基本方針を検討するものとする。

ただし、本業務は、ウォーターPPP導入を前提とした調査ではなく、本市の継続的かつ持続的な下水道事業及び運営に際して、ウォーターPPP導入が効果的なものになるかを検証し、本市の方向性を決定するための根拠とするものである。

3 業務概要

（1）委託期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

（2）委託業務範囲

対象面積：約2969ha（公共下水道全体計画・汚水）

約2848ha（公共下水道事業計画・汚水）

約3245ha（公共下水道全体計画・雨水）

約2286ha（公共下水道事業計画・雨水）

2.対象施設：（既設）

①汚水管渠 : 約395km

②雨水管渠 : 約9.4km

③処理場 : 1施設

④中継ポンプ場 : 11箇所（石川処理区7箇所及び具志川処理区4箇所）

⑤マンホールポンプ施設 : 41箇所

4 業務内容

1. 資料の収集・整理

1-1 施設情報の収集整理

(1) 上位計画・関連計画の収集・整理

業務遂行に必要となる各種計画資料を収集・整理する。なお、以下に示す項目は想定であるため、発注者と協議調整の上決定する。

- ・下水道基本構想
- ・下水道全体計画
- ・下水道法事業計画
- ・ストックマネジメント計画 等

(2) 維持管理及び建設改良情報の収集・整理

業務遂行に必要となる各種維持管理及び建設改良資料を収集・整理する。なお、以下に示す項目は想定であるため、発注者と協議調整の上決定する。

- ・現行の各種維持管理業務委託仕様書
- ・管路の維持管理（清掃、点検、調査、修繕、事故、苦情等）過去 5 年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・管路の建設改良（更新、長寿命化対策等）に関する過去 5 年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託に関する情報
- ・処理場の（保全管理・更新、長寿命化対策等）に関する過去 5 年分程度の実施量・件数・事業費・事業内容及び受託に関する情報
- ・ポンプ場の保全管理（点検、調査、修繕、故障等）に関する 5 年分の程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・ポンプ場の運転管理（水量、水質、ユーティリティ等に関する過去 5 年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ・その他業務遂行上必要となる資料

(3) 財務情報の収集・整理

業務遂行に必要となる財務情報を収集・整理する。なお、財務情報整理にあたっては、工種別に交付金の充当状況を整理するものとする。また、発注者と協議調整の上必要と判断される費目等について整理する。

2. 現状把握・課題整理

2-1 既存計画の把握と課題整理

資料の収集・整理において取りまとめた各種事業の年次別スケジュールとその概要の一覧表を作成し、各種事業の必要性和事業予定からみた問題点、課題等を確認する。

2-2 施設の維持管理状況の把握

資料収集・整理及び関係者ヒアリング結果にもとに、業務対象施設の維持管理状況（運転管理、保守、修繕等）を確認し現状の維持管理における問題点、課題を確認する。

2-3 業務執行体制の把握と課題整理

資料収集・整理及び関係者ヒアリング結果を基に、本市の業務執行体制を把握し、現状及び将来の業務執行体制における問題点、課題等を確認する。

2-4 関係者ヒアリング

市で認識する現在の下水道事業における現状と課題及び官民連携導入における懸念事項について、財務、計画策定、業務執行及び維持管理を所管する担当課へヒアリングを行い、その結果を整理する。また、現在本市の下水道事業に従事する民間事業者へヒアリングを実施する。

2-5 課題の取りまとめ

2-1～2-4 で確認した結果を体系的に取りまとめ、各課題に対し官民連携導入における影響（解決課題、継続課題、事業方針検討時の留意事項等）を整理する。

3. 下水道（レベル 3.5）の事前検討

3-1 事前検討の整理

本市の下水道事業において、ウォーター P P P をはじめとした官民連携の適応性を検討するため、下水道事業における官民連携の事例を整理する。また、この中で本市の下水道事業に適応性が高い事業手法を定性的に選定する。

3-2 事業範囲の検討

上記の官民連携事業の整理の中から本市の下水道事業で適応可能である事業手法において、事業範囲の検討を行う。なお、ウォーター P P P の可能性を検討する際には、管渠に関する維持管理、改築更新等を含めることとする。また、事業範囲に関しては、複数案を設定し、今後の導入可能性調査に活用できる基礎資料として整理すること。なお、事業範囲について概略検討のため、最終的に確定させるものではないが、今後の導入可能性調査（検討）において、最有力となる事業範囲を設定する。

3-3 ヒト、モノ、カネの事前検討

施設・財務・人材等の観点から現状を分析し、課題意識並びに将来見通しを整理する。

- (1) 事業環境の現状把握
- (2) 施設（各施設の老化及び投資状況、事故発生状況、施設の課題等）
- (3) 組織・人員（職員数・技術者数、委託状況等）

3-4 事前検討のとりまとめ

上記の検討結果に基づき、事前に必要な資料をとりまとめる。

3-5 下水道の課題整理

上記の検討結果を踏まえ、官民連携事業の判断基準となる概略のコスト比較を行うものとする。なお概略検討のため、これまでの実績を考案し、検討を行うものとする。

(1) 従来方式の事業費の算定

従来の事業手法として「官」が実施した場合の設計費、建設費を算出するものとする。維持管理は現在の委託費等を勘案した費用とする。

(2) 官民連携事業費の算定

官民連携事業手法をもとに、民間事業者の事業期間中の事業シュミレーションを行

うものとする。

(3) コスト比較

従来方式の事業と官民連携方式の事業の比較検討を行うものとする。なお、比較検討にあたっては、将来 20 年間の事業運営に係るコスト等を算出、評価するものとする。また、20 年～30 年後までの期間に関しては、参考値として算出、評価するものとする。

(4) 総合評価

前項 (3) においては、経済性のみを評価しているが、官民連携事業において想定される災害時対応や技術継承等の経済性以外のメリットやデメリットを抽出、整理し総合評価を行うものとする。なお、評価項目に関して、受注者より提案し、発注者と協議の上決定するものとする。

※上記 (1) ～ (3) 概略評価にあたっては、処理場、管理施設更新事業における交付金の適応・未適応時のシナリオ等についても検討するものとする。また、発注者と協議の上、その他シナリオについて検討する可能性がある。

※ 3-3 官民連携事業に対する概略評価に関しては、評価シートをエクセル形式で作成し、使用料単価等の諸条件が変化した場合でも検討可能な成果とする。

4. 照査

業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用して業務の高い質を確保し、成果図書に誤りがないよう精査を実施する。

5. 報告書作成

前項までの検討結果を踏まえ、報告書及び参考資料等の取りまとめを行う。報告書作成にあたっては庁内説明用等に必要の概要版を作成する。

6. 設計協議

本業務の検討に係る設計協議を初回、中間 3 回、最終の 5 回行うものとする。なお、初回及び最終協議に関しては、管理技術者が立会のもととする。又、両者協議のうえ必要におうじて適時協議を行うものとする。

5 業務実施及び履行体制

- ① 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
 - ② 受託者は、業務実施にあたって、うるま市個人情報の保護に関する法律施行条例をはじめとする関係法令及び条例等を遵守すること。
 - ③ 本業務は、上下水道事業についての専門知識を有する必要があるため、業務体制を下記のとおりの有資格者とする。
- ・管理技術者は、技術士（総合技術管理部門：下水道）又は技術士（上下水道部門：下水道）の資格を有する者とする。
 - ・照査技術者は、技術士（総合技術管理部門：下水道）又は技術士（上下水道部門：下水道）の資格を有する者とする。
 - ・担当技術者は、技術士又は RCCM の資格を有する者とする。
 - ・管理技術者と照査技術者は、兼務することを認めない。また、担当技術者は管理技術者及

び照査技術者を兼ねることはできない。

- ・管理技術者は直近 5 カ年（令和 2 年度以降）において、管理技術者として下水道事業の PPP/PFI 導入検討業務及び類似する計画（経営戦略策定等）について、実績を有すること。

受託者は、当市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置の下で業務を実施すること。

6 成果品（納品物）

本業務の成果品は、次に掲げるとおりとすること。

また、詳細については、当市との協議により定めるものとする。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ① 報告書 | A4 版製本 3 部（フルカラー） |
| ② 参考資料 | A4 版製本 3 部（フルカラー） |
| ③ 議事録 | 3 部（フルカラー） |
| ④ 報告書（概要版） | 30 部（フルカラー） |
| ⑤ 各種引用データ及び集計データの成果物 | |

※上記①～④については、データ提供も求めるものとし、データの更新等が行えるように MS・Excel・Word 等の汎用ソフトによること。ウイルス対策ソフトにより安全性を確認後、CD-R 又は DVD-R で納品を行うこと。

7 その他留意事項

（1）費用負担

本業務の遂行に伴う経費は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として受託者の負担とする。

（2）秘密の保持

受託者は、本業務の遂行により得られた成果品、資料及び情報等は、当市の同意なく第三者に漏らしてはならない。

（3）成果品の所有権等

本業務における成果及び業務作成上の資料等については、全て当市に帰属するものとし、当市からの要請があれば速やかに引き渡すこと。成果品の所有権、著作権及び利用権は、当市に帰属するものとする。

（4）業務の補償

業務完了後において、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これらに対する経費は受託者の負担とする。

（5）協議及び報告

受託者は、本業務の各作業段階において、作業内容、手法等を整理し、適宜、十分な協議を行うものとし、作業期間中は業務の進捗状況を随時報告するものとする。

なお、協議等を行った場合は、会議録を作成し、当市に提出すること。

（6）貸与資料

本業務を実施する上で必要な資料は、受託者に無償で貸与するが、貸与される資料については、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、業務完了後、速やかに返却すること。なお、万が一、資料等に損害を与えた場合は、受託者が責任を持って修復を行うこと。

(7) 参考文献等の明記

本業務に文献その他の資料を引用した場合は、出典を明記すること

(8) 再委託の禁止

受託者は、本業務の全てを一括して第三者に再委託してはならない。

(9) 本委託業務の内容及び契約

本委託業務の内容は、本仕様書によるほか、契約後に受託者の提案内容に従って詳細の打合せを行い、当市及び受託者の合意により決定する。

(10) 本仕様書に定めのない事項については、当市及び受託者の協議の上、定めるものとする。

8 提出書類

受注者は、以下に掲げる書類を市が定める様式により提出しなければならない。また、提出した書類に変更が生じたときには、速やかにその理由を付して変更届を提出しなければならない。

- 1.業務着手届 2.管理照査技術者届 3.雇用関係証明書 4.略歴書 5.実務経験証明書
- 6.測量業者・建設コンサルタント登録 7.業務工程表 8.業務計画書 9.業務委託月報
- 10.業務打合せ簿 11.業務完了届 12.成果品引渡書 13.請求書